月例研究会(2007年7月25日)

「労働ビッグ・バン」路線と 労働法制の抜本的見直し政策

第166通常国会の政治過程を振り返って

芹沢 寿良

①2001年4月に小泉政権が成立し、労働者、 国民への犠牲転嫁の「構造改革」路線が非情に、 徹底して推進されることになり、2003年には労 働者派遣法と労働基準法がまたもや財界の要求 通り改正され、派遣労働者はごく限られた分野 を除いて製造部門も含めて大部分の産業、業種 においてさらに急増を続けた。その結果、非正 規雇用労働者を中心に賃金格差の拡大、長時間 労働や労働密度の強化、そして生活の貧困化と 格差の拡大がさらに広がることとなった。この 労働・社会問題の厳しい現実を糾弾し、是正を 求める労働組合運動や社会運動、政治運動の取 り組みも全国的に積極化して、国民各層の関心 もこれまでになく高まっていった。

の年9月、安倍政権発足前後から、政府・与党も各級選挙を前に、格差容認の姿勢でその現実を放置することは許されないとの判断のもとに、「再チャレンジサポートプラン」を掲げて、ある程度の法制上の是正、改善を行う方向へ転換し、パート労働法、最低賃金法など現行労働法制見直しの法案提出へ向けた手続きを進めていた。さらに政府・与党、財界は、この課題に抱き合わせて本命の「労働市場の自由化」を促進するための労働法制、雇用法制の見直しとして、労働契約法の制定、労働基準法へのホワイトカラーエグゼンプションなどの導入を企図していたのである。そこから07年の第166通常国会は「労働国会」「雇用国会」になるとされ、

各労働団体も基本的要求を対置して闘う体制を 整えていた。実際の政治過程は、これまでと異 なる展開を見せて進行した。

日本型ホワイトカラーエグゼンプション (「自己管理型労働制」)の導入問題は、法律家 集団や労使団体などでは、05~06年段階から論 議されていたが、安倍政権成立以降、法案化へ の手続きが本格化してくるなかで、運動レベル では反対論主導の議論が急速に高まり、10月~ 11月になると、マスメディアの相次ぐ「残業代 ゼロ法案」という厳しい批判が決め手となる形 で、07年1月、安倍首相自ら「法案化断念」を 表明したのであった。これは異例のことであっ た。

②このような過程を経て、1月26日から7月5日まで、第166通常国会が開催されたが、政府は、他の関係法案について労働政策審議会から「妥当」「概ね妥当」との答申を受けて、2月9日にパートタイム労働法改正案と雇用保険法改正案、2月13日に雇用対策法改正案及び地域雇用開発促進法改正案を国会に提出、さらに一ヵ月後3月13日に労働基準法改正案、労働契約法案、最低賃金法改正案の三法案を同時に提出した。

以上の6法案の内、トップを切って雇用保険 法改正案が4月19日に、続いてパートタイム労 働法改正案(5月25日)、雇用対策法及び地域 雇用開発促進法改正案(6月1日)がいずれも 与党の賛成多数で可決された。民主党は、パー トタイム労働法案に対して修正案を提出した が、採決されなかった。後出しの重要法案であ る労働基準法改正案、労働契約法案、最低賃金 法改正案の三法案は、衆議院本会議で5月25日、 提案趣旨説明と質疑が行われたが、国会全体の 「政治とカネ」問題、社会保険庁解体法案、消 えた年金問題をめぐる審議状況と日程の関係 で、6月27日、与野党の国会対策委員長会談で の結果、衆議院での継続審議扱いとなって「労 働国会」は終了した。

日本経団連は、直後の6月30日、ホワイトカラーエグゼンプションを含め従来の雇用・労働関係の諸要求を再確認して政府に要望書を提出した。

なお、労働契約法案について、06年12月の段階で、その内容に危機感を持ったわが国の著名な労働法学者35氏が、とくに就業規則による労働条件の一方的不利益変更反対の一点で共同声明を出して、内閣府に申し入れ、内外に公表するという行動を起して注目された。

③安部政権の発足で、小泉政権時の名称を変え、構成メンバーを入れ替えた内閣府下の経済諮問会議と規制改革会議の労働、雇用問題の専門家が2006年11月頃から「労働市場改革」を基本テーマのワーキンググループで研究、調査の活動を進めていたが、第166通常国会中の4月初旬から5月下旬にかけてそれぞれ報告書と意見書を公表した。

一つは、規制改革会議の委員から経済諮問会議の民間議員の一人に昇格した八代尚宏氏が会長となった労働市場改革専門調査会(学者など8名、八代氏とともに規制改革会議の専門委員として活躍した小嶌典明氏も参加)第一次報告(「働き方を変える、日本を変える」)である。民間議員四人が専門調査会に事前に共同で求めた「労働ビッグバン」という問題意識と「労働ビッグバン」の代表的論者の八代、小嶌両氏の参加から、その内容に危惧の念を抱く人々は少なくなかったが、現在の労働市場の点検からの常識化している問題点の指摘と「ワークライフバランス憲章」制定の提唱であったため、専門研究者や労働団体からの特別の声明、談話も出

されなかった。問題は第二次報告の内容がどの ようなものとなるかであろう。

もう一つが、内閣府の規制改革会議再チャレ ンジWG労働タスクホース(主査・福井秀夫公 共政策大学院大学教授)の意見書(「脱格差と 活力をもたらす労働市場へ―労働法制の抜本見 直しを」)であった。この意見書の特徴は、論 点が多岐にわたり,一言でいえば,戦後労働法 制の解体論というべきものである。労使の「当 事者意思の最大限尊重」の立場から「自由な労 働契約 | への規制反対を基本的立場として、戦 後の幾多の労働裁判を通して形成された労働者 保護の判例 (解雇権濫用法理) の見直し、司法 介入の法的規制の立法化, 労働者派遣法の規制 撤廃,公労使三者構成の労働政策審議会の解体 と労働政策決定の労使団体代表を除くフェアー な政策決定機関への委任など、今後の労働法制 改革の課題として提起している。そして、さら に政府のパートタイム労働法案による権利拡大 に反対し, 最低賃金法の引き上げ方針や「同一 労働・同一賃金」原則の適用にも公然と反対論 を対置しているものであった。

この意見書には、あらゆる関係方面から「大暴走」、「全く論外」といったかつてない抗議と批判が浴びせられ、規制改革会議も経済諮問会議も意見書を07年度の「骨太方針」にも「規制三ヵ年計画」にも採り入れなかったのである。今日でも専門研究者の根本的な批判が続いているが、1996年、1999年、2003年段階の規制改革会議的機関が公労使の三者構成の審議会を軽視して頭越しに労働者派遣法や労働基準法の規制緩和の見直しを権威主義的に主導したことも含めて規制改革会議の在り方への反省を迫るものといえよう。

(せりざわ・ひさよし 法政大学大原社会問題研究所 客員研究員)